## 西村あさひ法律事務所

NISHIMURA & ASAHI



インドネシア:雇用創出オムニバス法の制定(外国投資規制に関する続報) 執筆者:吉本 祐介、町田 憲昭、杉本 清

当事務所では 2020 年 11 月に雇用創出オムニバス法の制定に関するニューズレターを公表しておりましたが、以下に外国投資 規制に関する続報をお伝えいたします。

雇用創出オムニバス法(以下「本法」)は、11月2日にインドネシア大統領により署名されて施行され、詳細については施行日から3か月以内に追って制定される細則により制定される予定となっていたところ、今月に入り複数の細則が制定されています。細則には様々なものが含まれておりますが、今回は、多くの日本企業の関心事である外国投資規制に関する細則について、お伝えいたします。

インドネシアの外国投資は、大統領規程 2016 年第 44 号、いわゆるネガティブリストによって、業種毎に投資可否や外資による 出資比率の上限等の詳細が定められていました。今般、大統領規程 2021 年第 10 号(以下「改正ネガティブリスト」)が、2021 年 2 月 2 日付けで大統領により署名・制定され、制定日から 30 日後をもって施行されるものと定められています。この改正ネガティブ リストは、従前の 2016 年版のネガティブリストを置き換えるものとされています。

改正ネガティブリストを踏まえた実際の実務運用については、今後の実務の集積を待つこととなりますが、以下の規定内容は注目されます。

改正ネガティブリストでは、(a)優先投資分野、(b)中小企業のために留保される分野、(c)条件付き投資分野の 3 分野に分類され、これらいずれにも分類されない事業はあらゆる投資家によって投資可能と定められています。(a)は優遇税制を受けられる等のインセンティブを享受できる分類となります。(b)については、2016 年版のネガティブリストが定めていた中小企業のために留保される分野を定める規定と趣旨としては同様であり、その対象となる事業に変更が加えられたようです。

日本企業にとって関心が高いのは(c)条件付き投資分野で、業種毎に外資による出資比率の上限が定められている分野になり

ー 本ニューズレターは法的助言を目的とするものではなく、個別の案件については当該案件の個別の状況に応じ、日本法または現地法弁護士の適切な助言を求めて頂く必要があります。また、本稿に記載の見解は執筆担当者の個人的見解であり、当事務所または当事務所のクライアントの見解ではありません。

西村あさひ法律事務所 広報室

E-mail: newsletter@nishimura.com

ます。(c)条件付き投資分野の概要については下記となります。

● 2016 年版ネガティブリストでは 350 業種を定め、それぞれについて様々な条件が定められていましたが、改正ネガティブリストでは、大幅に減少して、46 業種を定めるのみとなっており、かかる 46 業種については外資による出資比率の上限が定められています。

(46 業種の具体例)

- 放送業関係:設立時はインドネシア資本が 100%でなければならないが、その後の外資出資比率の上限は 20%
- ▶ 輸送業:多くの業態で外資出資比率の上限は49%
- 酒類販売業関係:特別な条件が必要
- 2016年版ネガティブリストで定められていた多くの業種が削除され、外資による出資比率の上限が多くの分野で撤廃されているようですが、出資比率の上限が実際に撤廃されたかについては慎重な確認が必要となります。

(出資比率規制が撤廃された具体例)

- ▶ 倉庫業や卸売業(ディストリビューター業)
- ▶ 銀行やファイナンス会社などの金融業(但し、金融サービス庁規則などで規定されていた外資出資比率の上限まで撤廃する趣旨かは不明確です。)

本ニューズレターは、速報ベースで改正ネガティブリストの規定内容についてお伝えするものです。インドネシアでは、法令と実際の実務が乖離することは珍しくないため、今後の実務の集積を慎重に注視する必要があります。



よしもと ゆうすけ西村あさひ法律事務所 パートナー弁護士吉本 祐介y.yoshimoto@nishimura.com

2002 年弁護士登録。三井物産株式会社法務部および米国三井物産株式会社ニューヨーク本店出向後、2012 年 ジャカルタの Ali Budiardjo, Nugroho, Reksodiputro 法律事務所出向。海外各国におけるコンプライアンス問題や日 本企業のアジア進出等を幅広く手掛ける。



まち だ のりあき西村あさひ法律事務所 ジャカルタ事務所\* パートナー弁護士 \*提携事務所町 田 憲昭n.machida@nishimura.com

インドネシアを中心とする東南アジア案件を手掛ける。現地駐在経験に基づき、新規進出、現地企業の買収、合弁組成、現地進出後の法務問題等に関してアドバイスを行う。その他一般企業法務、国内外の M&A、海外進出案件等を担当。



ずぎもと きよし 西村あさひ法律事務所 弁護士 <u>杉本</u> 清 ki.sugimoto@nishimura.com

2006 年より総合商社でインドネシア市場を担当し、同国にて 1 年半の語学・実務研修を経験。退職後、2014 年弁護 士登録、当事務所入所。

### 西村あさひ法律事務所では現在、 国内外に 18 の拠点を設けています。



### 東京

東京都千代田区大手町1-1-2 大手門タワー 〒100-8124 Tel 03-6250-6200 Tel 03-6250-7210(弁護士法人西村あさひ法律事務所 主事務所)

### 名古屋

### Tel 052-533-2590 社員 藤井宏樹

### 大阪

Tel 06-6366-3013 社員 臼杵弘宗 井垣太介

廣田雄一郎 伴真節

### 福岡

Tel 092-717-7300 社員 尾崎恒康 髙木謙吾 舞田靖子

### バンコク

+66-2-168-8228 E-mail info\_bangkok@nishimura.com

パートナー 小原英志

下向智子

タイパートナー\* Chavalit Uttasart

(SCL Nishimura) Jirapong Sriwat

### ジャカルタ\*1

### Walalangi & Partners

+62-21-5080-8600 E-mail info@wplaws.com

執行パートナー Luky Walalangi

### Rosetini & Partners Law Firm

Tel +62-21-2933-3617 E-mail info\_jakarta@nishimura.com

パートナー 町田憲昭

### ヤンゴン

Tel +95-1-8382632

E-mail info\_yangon@nishimura.com

代表 湯川雄介 副代表 今泉勇

# 北京

Tel +86-10-8588-8600 E-mail info\_beijing@nishimura.com

首席代表 中島あずさ 代表 志賀正帥

### 上海

Tel +86-21-6171-3748 E-mail info\_shanghai@nishimura.com 首席代表 野村高志

東城聡 木下清太

### シンガポール

+65-6922-7670

E-mail info\_singapore@nishimura.com 共同代表 山中政人

宇野伸太郎

パートナー 佐藤正孝

煎田勇二

イカング・ダーヤント\*

ご案内:シンガポール法法律事務所であるBayfront Law LLCとのNishimura & Asah-Bayfront Law Allianceにより、 シンガポール法を含んだリーガルサービスを提供しており ます。

### Okada Law Firm(香港)\*2

+852-2336-8586 E-mail s.okada@nishimura.com

代表 岡田早織

### ニューヨーク

Nishimura & Asahi NY LLP

Tel +1-212-830-1600

E-mail info\_ny@nishimura.com

執行パートナー 山口勝之 副執行パートナー 清水恵

辰巳郁 浦野祐介

パートナー

+971-4-386-3456

E-mail info\_dubai@nishimura.com

カウンセル 森下真生

### フランクフルト

Nishimura & Asahi Europe Rechtsanwaltsgesellschaft mbH

+49-(0)69-870-077-620

### デュッセルドルフ

Nishimura & Asahi Europe Rechtsanwaltsgesellschaft mbH +49-(0)211-5403-9512

E-mail info\_europe@eml.nishimura.com

共同代表 石川智也

ドミニク・クルーゼ

### ハノイ

+84-24-3946-0870

E-mail info\_hanoi@nishimura.com

ベトナム事務所統括 小口光 平松哲

代表

### ホーチミン

Tel +84-28-3821-4432

E-mail info\_hcmc@nishimura.com

ベトナム事務所統括 小口光

代表 大矢和秀

ベトナムパートナー\* Vu Le Bang

Ha Hoang Loc

### 台北

西村朝日台灣法律事務所

+886-2-8729-7900

E-mail info\_taipei@nishimura.com

共同代表 孫櫻倩 張勝傑

\*1 提携事務所 \*2 関連事務所 \*外国法共同事業を営むものではありません。

当事務所のアジアプラクティスは、日本とベトナム、インドネシア、シンガポール、フィリピン、タイ、マレーシア、ラオス、カンボジア、ミャンマー、イン ド、中国、台湾、香港、韓国等を含むアジア諸国との間の、国際取引を幅広く取り扱っております。例えば、一般企業法務、企業買収、エネルギー・天然資源関 連、大型インフラ、プロジェクト・ファイナンス、知的財産権、紛争処理、進出および撤退等の取引について、同地域において執務経験のある弁護士が中心とな り、同地域のビジネスおよび法律実務を熟知した、実践的なリーガルサービスの提供を行っております。本ニューズレターは、クライアントの皆様のニーズに即 応すべく、同地域に関する最新の情報を発信することを目的として発行しているものです。